平成２９年（フ）第１３１７号
さいたま市中央区上落合９丁目17番14号　エスパスホマーＢ－103号、旧住所埼玉県加須市細間534番地１
破産者　岩崎　　学
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
長野市篠ノ井布施五明283番地26
破産者　長島　健一
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３６４号
静岡市清水区折戸１丁目３番３号
破産者　宮城島裕貴
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２７号
静岡市葵区下543番地の12
破産者　杉山　英明
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３４号
愛知県犬山市大字犬山字東古券210番地　コーポ竹内105
破産者　岐阜マネキン紹介所こと　千葉　典子
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４７５９号
大阪府豊中市西泉丘２－2465－１
破産者　平野　和彦
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０５８号
大阪市旭区大宮３丁目17番７号　江南マンション　203
破産者　木田　　守
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７２０号
奈良県大和郡山市城見町４番12号、前住所奈良県生駒市中菜畑１丁目14番地６　メゾン小橋302
破産者　野口　敬司
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８０５号
大阪市福島区福島３丁目10番３号
破産者　宮城　莉子（旧姓錦戸）
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９０４号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目13番21号　ゼウス昭和町303号
破産者　あかつきやこと　三原　大樹
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０９６号
大阪府門真市打越町９番３号
破産者　良江　孝幸
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４６９号
大阪府東大阪市森河内西１－９－15－103、住民票上の住所大阪府門真市石原町36番３号
破産者　青柳　大助
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１３９号
大阪府高槻市寿町３丁目９番11－203号
破産者　陣内　克行
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２４７号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番11－408号
破産者　坂元　　守
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９９６号
大阪府東大阪市角田１丁目５番41号ルディシアコート603、開始決定時の住所大阪府羽曳野市伊賀６丁目３番11号
破産者　野田　聖晴
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
堺市中区深井中町1955番地６、開始決定時の住所堺市中区深井清水町2048番地20
破産者　吉田　智子（旧姓矢野）
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
大阪府富田林市錦織中２丁目４番18号(102)、前住所大阪府富田林市錦織東１丁目４番17号
破産者　木下　充代
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３９０号
堺市北区長曽根町1180番地15　シャイン金岡413号、開始決定時の住所堺市北区長曽根町1179番地３　（Ｋ棟35号）
破産者　小畑亜由美
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係